普通そばの農産物検査規格(案)

	,	項目	改正規格(案)	設	定	理	由	;	項目	現行規格
品位	等級区分		二等級 〔1 等 〔2 等〕	流通の実態及び実需者の品質に対するニーズを踏まえ、等級は二等級に整理する。			等級区分		三等級 (1 等 (2 等 (3 等)	
	形 質 (最低限度)			製粉歩留まり等に影響する外観品質の判断基準である形質(充実度、粒形、色沢、 粒ぞろい等)は、実際の取引で用いられるふるい目を踏まえた容積重の評価項目に 置換えを行い、規格から削除する。 (充実度、粒形、粒ぞろい → 容積重に置換える 色沢 → 流通上の実態を踏まえ評価項目から削除				形 質 (最低限度)		等級ごとの標準品
	容積重 (最低限度) (二倍体)		1等: 640g/Q 2等: 580g/Q [1等: 660g/Q 4.5mm篩い上が 2等: 600g/Q 70%未満	製品歩留まりに強く影響する容積重は、流通実態を踏まえ各等級の最低限度を引き上げる。 上げる。 ただし、品種特性を踏まえ直径4.5mmの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が70%未満の場合、各等級に20g/ℓ加算したものとする。			容積重 (最低限度) (二倍体)		1等:610g/Q 2等:590g/Q 3等:570g/Q	
	水 分(最高限度)		16.0%	生産の実態、製粉及び保管適性を踏まえ、現行規格どおり。			水 分 (最高限度)		16.0%	
	被害粒、異種穀粒及び異物	計 (%)	_	製粉歩留まりはふるい ては設定しないことと		きることから、未熟粒の混	足入限度につい	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	計 (%)	1等: 5% 2等: 15% 3等: 25%
		被害粒	1等: 5% 2等:15%	被害粒の混入は、製料 まえ、被害粒の項目を	分歩留まりやそば粉の品 を独立し設定する。	品質に影響することから、	流通実態を踏		被害粒	被害粒は、病害粒、虫害粒、変質粒、破砕粒等に区分
		異種穀粒	そばを除いた他の穀粒 [1等:1% 2等:2%	栽培形態(二毛作等) 等級の規格を適用する		があり、流通実態を踏まえ	、現行の上位		異種穀粒	そばを除いた他の穀粒 (1等:1% 2等:2% 3等:3%
		異物	穀粒を除いた他のもの 【1等:0% 2 等:1%			ある程度の夾雑物等の混 規格をそのまま適用する。	込みがさけられ		異物	穀粒を除いた他のもの (1等:0% 2等:0% 3等:1%
その他	だったんそばの混入		変更なし(普通そばには、だったんそばが0%を超えて混入していてはならない。)			だったんそばの混入		附則 普通そばには、だったんそばが 0 %を 超えて混入していてはならない。		
	四倍体の取扱い (容積重)		1 等:600g/Q 2 等:550g/Q	現在、需要先がスプラウト(発芽野菜)等用途が限られることから、現行の1・3等の規格をそのまま適用する。(引続きデータの収集を行い検討していく)			四倍体の取扱い (容積重)		1等:600g/Q 2等:575g/Q 3等:550g/Q	